

令和2年度給付奨学生(新制度)の 適格認定(家計)について

給付奨学金については、登録されている生計維持者及び奨学生本人の経済状況（マイナンバーにより取得した所得等情報及び申告された資産額）に基づき、10月以降の支援区分の見直しが行われます。

機構での支援区分の見直しが完了している学生については、**スカラネット・パーソナル「奨学生番号ごとの詳細情報画面」の支援区分適用履歴**で10月以降の支援区分を確認することができます。

※ マイナンバーから情報を取得しているため、支援区分の見直しが完了していない学生もいます。その場合、見直しが完了するまで奨学金の振込が止まる可能性があります。しばらくお待ちください。

【支援区分に変更があった場合】

今回の見直しにより、10月以降の1年間の支給月額が決定されます。なお、第Ⅰ～Ⅲ区分に該当せず、対象外となった学生は10月からの支給が止まります。その場合、次年度の見直しの際にいずれかの区分に該当すれば支給が再開されます。また、第一種奨学金を受けている学生は給付奨学金が対象外となっている期間に貸与奨学金の支給の調整が解除され、以前選択していた貸与月額が支給されます。

【2020年度秋学期授業料免除について】

10月以降の支援区分によって提出書類が異なります。9月末に掲載される「申請のしおり」をよく確認のうえ、大学に郵送してください。給付奨学金が対象外となった学生も大学独自免除の申請が可能です。期限までに申請しない場合、免除は受けられません。

(参考) 授業料免除ページ

<https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/schoolexemption.html>

2020年9月23日

学生部学生生活課